

第 5 章

事業推進計画

事業推進計画においては、「第2期川崎市保育基本計画」(かわさき保育プラン)の計画期間【平成23年度から27年度】における取組を示しながら、平成23年度から25年度までの施策目標を設定し、本市の保育施策を推進していきます。

【基本方向 1 “かわさき”の子育て支援の充実】

施策 1 保育環境の整備と多様な保育ニーズへの適切な対応

1 認可保育所の整備 ～ 3年間で4,000人を超える定員増 ～

保育需要への適切な対応に向け、認可保育所の整備にあたっては、平成23年度以降の3年間で4,000人を超える定員枠の拡大をするとともに、利用申請の多い1歳児の定員枠の拡大を図ります。

また、多様な保育ニーズへの対応に向け、長時間延長保育、3歳以上児への主食提供の実施園を拡充していきます。

施策の目標

区 分	平成 23 年度 (2011 年)	平成 24 年度 (2012 年)	平成 25 年度 (2013 年)	平成 26 年度以降 (2014 年)
認可保育所の 定員枠の拡大 3年間で4,000人を超える定員増	●定員枠の拡大 20か所 1,585人増	●定員枠の拡大 20か所 1,465人増	●定員枠の拡大 20か所 1,270人増	事業推進 3年間で 4,320人増
	H23年4月 当初 180か所 15,905人	H24年4月 当初 203か所 17,490人	H25年4月 当初 223か所 18,955人	H26年4月 当初 243か所 20,225人
1歳児の定員枠の拡大	●定員枠の拡大 291人増	●定員枠の拡大 261人増	●定員枠の拡大 212人増	事業推進
長時間延長保育 (20時まで)の実施	●新設園等での 実施拡大 (92か所)	●新設園等での 実施拡大 (121か所)	●新設園等での 実施拡大 (147か所)	事業推進 (173か所)
3歳以上児への 主食提供の実施	●新設園等での 実施拡大 (140か所)	●新設園等での 実施拡大 (169か所)	●新設園等での 実施拡大 (192か所)	事業推進 (212か所)

【計画期間における取組】

(1) 多様な整備手法による定員枠の拡大

就学前児童数の増加やさらなる保育需要に適切に対応するため、計画期間（平成23年度から25年度）の3年間で、土地所有者と保育事業者のマッチングによる保育所整備や鉄道事業者の活用を促進する保育所整備など新たな整備手法も取り入れながら、4,000人を超える定員枠拡大を図ります。

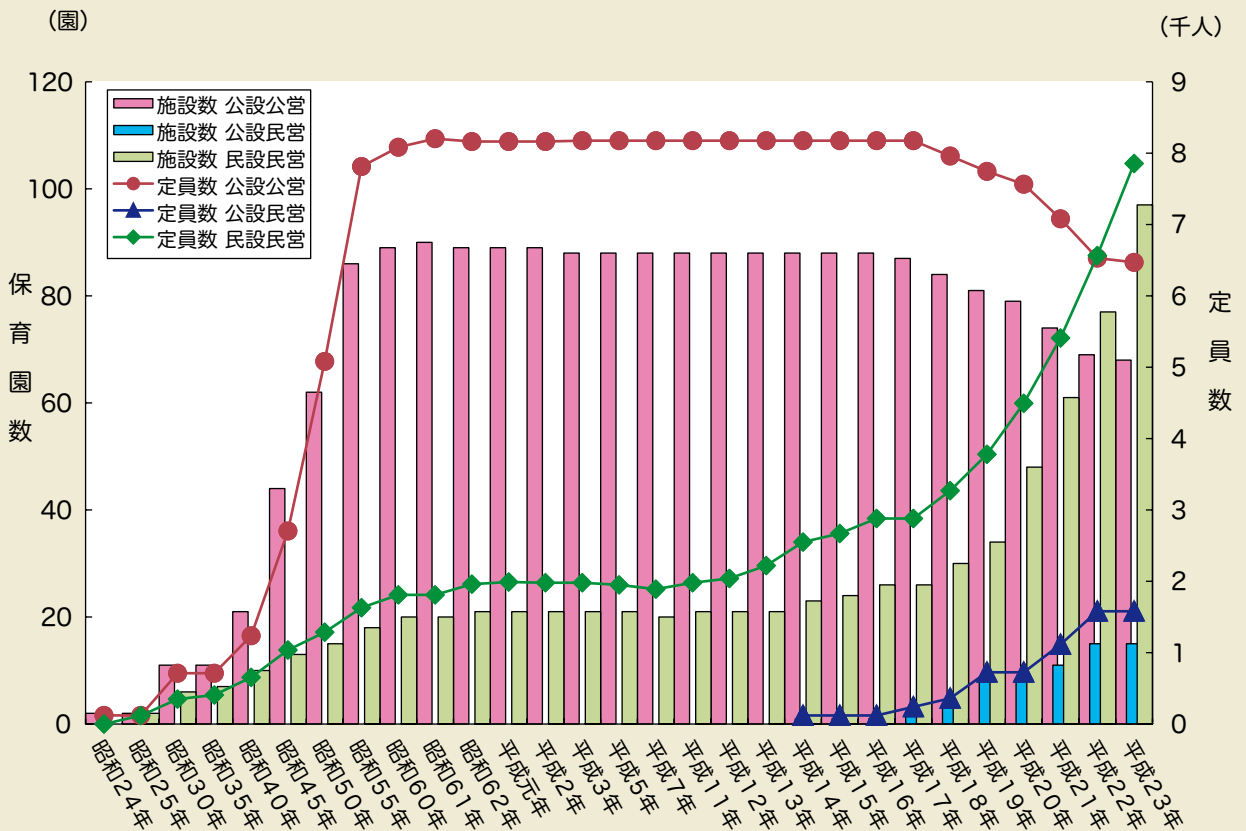
(2) 1歳児の定員枠の拡大

育児休業制度の普及に伴う1歳児からの保育所利用申請に対応するため、「民間事業者活用型（1歳児定員からの）保育所整備事業」の拡充を図るなど1歳児の定員枠の拡大に向けた取組を進めます。

(3) 多様な保育ニーズへの対応

仕事と育児の両立支援に向けて、保護者の就労形態の多様化などに対応するため、20時までの長時間延長保育や3歳以上児への主食提供など多様な保育サービスの充実を図ります。

本市における認可保育所の整備状況



【平成 22 年度整備実績】

整備区分	平成 22 年度 (2010 年)整備実績	
	定員増	保育所名
市有地貸与型	3 か所 290 人増	【平成 23 年 4 月開所】 ①ふくじゅ保育園(幸区) 定員 120 人 ②らいらく保育園(中原区) 定員 100 人 ③至誠館なしのはな保育園(多摩区) 定員 70 人
民間事業者自主整備	1 か所 70 人増	【平成 23 年 4 月開所】 ①アスク宮前平駅前保育園(宮前区) 定員 70 人
民間事業者活用型 (1 歳児からの保育所)	19 か所 910 人増	【平成 23 年 4 月開所】 ①川崎もりのこ保育園(川崎区) 定員 60 人 ②アスク東門前保育園(川崎区) 定員 60 人 ③新川崎もりのこ保育園(幸区) 定員 60 人 ④小学館アカデミー南さいわい町保育園(幸区) 定員 30 人 ⑤アスク下小田中保育園(中原区) 定員 60 人 ⑥アスク武蔵小杉保育園(中原区) 定員 40 人 ⑦アスクかじがや保育園(高津区) 定員 60 人 ⑧ティンクル上野川保育園(宮前区) 定員 40 人 ⑨宿河原もりのこ保育園(多摩区) 定員 60 人 ⑩アスク向ヶ丘遊園南保育園(多摩区) 定員 60 人 ⑪アスク向ヶ丘遊園北保育園(多摩区) 定員 60 人 ⑫ういず稲田堤保育園(多摩区) 定員 30 人 ⑬小学館アカデミー新ゆり山手保育園(麻生区) 定員 60 人 ⑭五月台ルミナス保育園(麻生区) 定員 60 人 【平成 23 年 7 月開所】※園名は仮称となります。 ⑮鹿島田もりのこ保育園(幸区) 定員 30 人 ⑯新城もりのこ保育園(中原区) 定員 30 人 ⑰せせらぎ保育園(中原区) 定員 30 人 ⑱宮前平もりのこ保育園(宮前区) 定員 50 人 ⑲小学館アカデミーさぎぬま保育園(宮前区) 定員 30 人
公立保育所の民営化 (新築)	30 人増 (1 か所)	【平成 23 年 10 月定員増】 ①末長こぐま保育園(高津区：末長保育園民営化) (定員 60 人⇒90 人 30 人増)
既存民間保育所の定員増	70 人増 (7 か所)	【平成 23 年 4 月定員増】 ①レイモンド川崎保育園(川崎区) 定員 10 人増 ②京町いづみ保育園(川崎区) 定員 10 人増 ③まるこ保育園(中原区) 定員 10 人増 ④アスク溝の口保育園(高津区) 定員 10 人増 ⑤もものか保育園(宮前区) 定員 10 人増 ⑥ハグミー・ナーサリー(多摩区) 定員 10 人増 ⑦保育園キディ百合丘(麻生区) 定員 10 人増
定員増 計	23 か所 1,370 人増	

【平成23年度整備計画】

(市有地貸与型、鉄道事業者活用法、民間事業者自主整備型)

実施計画							
事業名	整備区分	事業内容		運営主体	事業年次		
		定員	特別保育事業		平成23年度(2011年)	平成24年度(2012年)	平成25年度(2013年)
戸手2丁目地内保育所整備(幸区)	新築	120	長時間延長保育 一時保育 地域子育て支援センター	(福)多摩福祉会	施設整備 (市有地貸与型整備)	運営開始	
大宮町地内保育所整備(幸区) ※	新築	30	長時間延長保育	(福)同塵会	施設整備 (市有地貸与型整備)	運営開始	
【鉄道事業者活用法】 JR武蔵小杉駅周辺 保育所整備(中原区)	新築	60	長時間延長保育	民設民営	施設整備 (鉄道事業者活用法整備)	運営開始	
久地3丁目地内 保育所整備(高津区)	新築	120	長時間延長保育 一時保育 地域子育て支援センター	(福)川崎市社会福祉事業団	施設整備 (市有地貸与型整備)	運営開始	
宿河原4丁目地内 保育所整備(多摩区)	新築	90	長時間延長保育	(株)日本保育サービス	施設整備 (民間事業者自主整備)	運営開始	
はるひ野4丁目地内 保育所整備(麻生区)	新築	120	長時間延長保育 一時保育	(福)春献美会	施設整備 (市有地貸与型整備)	運営開始	
定員増 計		540					

※ 大宮町地内保育所については、平成24年7月開所を予定しています。

(民間事業者活用法)

実施計画							
事業名	整備区分	事業内容		運営主体	事業年次		
		定員	特別保育事業		平成23年度(2011年)	平成24年度(2012年)	平成25年度(2013年)
民間事業者活用法保育所の 整備(60人定員×11か所) ※		660	長時間延長保育	民設民営	設置・運営法人 の募集・選定 施設整備	運営開始	
民間事業者活用法保育所の 整備(30人定員×3か所)		90	長時間延長保育	民設民営	設置・運営法人 の募集・選定 施設整備	運営開始	
定員増 計		750					

※ 民間事業者活用法保育所(60人定員)の設置・運営法人の募集は、平成23年2月8日から4月8日までとなっています。

(公立保育所の民営化)

実施計画							
事業名	整備区分	事業内容		運営主体	事業年次		
		定員	特別保育事業		平成23年度(2011年)	平成24年度(2012年)	平成25年度(2013年)
(西大島保育園民営化) 大島1丁目地内 保育所整備(川崎区)	新築	25増 95 ⇒ 120	長時間延長保育 一時保育	(福) イクソス会	施設整備 (市有地貸与 型整備)	運営開始	
(東小倉保育園民営化) 東小倉地内 保育所整備(幸区)	新築	30増 90 ⇒ 120	長時間延長保育 一時保育	(福) 長尾福祉会	施設整備 (市有地貸与 型整備)	運営開始	
(玉川・玉川乳児保育園 民営化) 北谷町地内 保育所整備(中原区)	新築	10増 125 ⇒ 135	長時間延長保育 一時保育	(福) 長幼会	施設整備 (市有地貸与 型整備)	運営開始	
(百合丘保育園民営化) 百合丘1丁目地内 保育所整備(麻生区)	新築	30増 60 ⇒ 90	長時間延長保育 地域子育て支援センター	(福) 厚生館福祉会	施設整備 (市有地貸与 型整備)	運営開始	
定員増 計		95					

(民間保育所の定員増)

実施計画							
事業名	整備区分	事業内容		運営主体	事業年次		
		定員	特別保育事業		平成23年度(2011年)	平成24年度(2012年)	平成25年度(2013年)
(桜本保育園改築) 桜本1丁目地内 保育所整備 (川崎区)	移転 改築	30増 60 ⇒ 90	長時間延長保育 一時保育	(福) 青丘社	施設整備 (市有地貸与 型整備)	運営開始	
定員増 計		30					

平成23年度整備 計	20か所	1,415人増
-------------------	-------------	----------------

【平成24年度整備計画】

(市有地貸与型、民有地活用型、国有地活用型、鉄道事業者活用型、民間事業者自主整備型)

実施計画							
事業名	整備区分	事業内容		運営主体	事業年次		
		定員	特別保育事業		平成23年度 (2011年)	平成24年度 (2012年)	平成25年度 (2013年)
港町地内 保育所整備(川崎区)	新築	60	長時間延長保育	民設民営	事業者との 調整	施設整備 (民間事業者 自主整備)	運営開始
新小倉地内 保育所整備(幸区)	新築	60	長時間延長保育	民設民営	事業者との 調整	施設整備 (民間事業者 自主整備)	運営開始
【鉄道事業者活用型】 東急武蔵小杉駅周辺 保育所整備(中原区)	新築	60	長時間延長保育	民設民営	事業者との 調整	施設整備 (鉄道事業者 活用型整備)	運営開始
溝口2丁目地内 保育所整備(高津区)	新築	120	長時間延長保育 一時保育	(福) 尚栄福祉会	設置・運営 法人との 調整	施設整備 (民有地活用 型整備)	運営開始
土橋4丁目地内 保育所整備(宮前区)	新築	240	長時間延長保育 一時保育	民設民営	設置・運営 法人の選定	施設整備 (市有地貸与 型整備)	運営開始
【国有地活用型】 野川地内 保育所整備(宮前区)	新築	60	長時間延長保育	民設民営	設置・運営 法人の選定	施設整備 (国有地活用 型整備)	運営開始
定員増 計		600					

(民有地借上型)

実施計画							
事業名	整備区分	事業内容		運営主体	事業年次		
		定員	特別保育事業		平成23年度 (2011年)	平成24年度 (2012年)	平成25年度 (2013年)
民有地借上型保育所の整備 (60人定員×4か所)		240	長時間延長保育	民設民営	土地所有者と 保育事業者との マッチング事業	施設整備	運営開始
定員増 計		240					

(民間事業者活用型)

実施計画							
事業名	整備区分	事業内容		運営主体	事業年次		
		定員	特別保育事業		平成23年度(2011年)	平成24年度(2012年)	平成25年度(2013年)
民間事業者活用型保育所の整備(60人定員×7か所)		420	長時間延長保育	民設民営	設置・運営法人の募集	設置・運営法人の募集・選定 施設整備	運営開始
民間事業者活用型保育所の整備(30人定員×3か所)		90	長時間延長保育	民設民営		設置・運営法人の募集・選定 施設整備	運営開始
定員増 計				510			

(公立保育所の民営化)

実施計画							
事業名	整備区分	事業内容		運営主体	事業年次		
		定員	特別保育事業		平成23年度(2011年)	平成24年度(2012年)	平成25年度(2013年)
(出来野保育園民営化) 出来野地内 保育所整備(川崎区)	新築	30増 90 ⇒ 120	長時間延長保育 一時保育 地域子育て支援センター	民設民営	設置・運営法人の選定	施設整備 (市有地貸与型整備)	運営開始
(古市場保育園民営化) 古市場2丁目地内 保育所整備(幸区)	新築	10増 120 ⇒ 130	長時間延長保育	民設民営	設置・運営法人の選定	施設整備 (市有地貸与型整備)	運営開始
(千年保育園民営化) 千年地内 保育所整備(高津区)	新築	10増 120 ⇒ 130	長時間延長保育 地域子育て支援センター	民設民営	設置・運営法人の選定	施設整備 (市有地貸与型整備)	運営開始
(西宿河原保育園民営化) 宿河原2丁目地内 保育所整備(多摩区)	新築	10増 120 ⇒ 130	長時間延長保育 一時保育 地域子育て支援センター	民設民営	設置・運営法人の選定	施設整備 (市有地貸与型整備)	運営開始
(中野島・中野島乳児 保育園民営化) 布田地内 保育所整備(多摩区)	新築	25増 95 ⇒ 120	長時間延長保育 一時保育	民設民営	設置・運営法人の選定	施設整備 (市有地貸与型整備)	運営開始
定員増 計				85			

平成24年度整備 計	20か所	1,435人増
-------------------	-------------	----------------

【平成25年度整備計画】

(市有地貸与型、民間事業者自主整備型)

実施計画							
事業名	整備区分	事業内容		運営主体	事業年次		
		定員	特別保育事業		平成24年度(2012年)	平成25年度(2013年)	平成26年度(2014年)
鹿島田駅周辺 保育所整備(幸区)	新築	90	長時間延長保育	民設 民営	事業者との 調整	施設整備 (民間事業者 自主整備)	運営開始
小杉3丁目地内 保育所整備(中原区)	新築	120	長時間延長保育	民設 民営	設置・運営 法人の選定	施設整備 (市有地貸与 型整備)	運営開始
定員増 計		210					

(民有地借上型)

実施計画							
事業名	整備区分	事業内容		運営主体	事業年次		
		定員	特別保育事業		平成24年度(2012年)	平成25年度(2013年)	平成26年度(2014年)
民有地借上型保育所の整備 (60人定員×5か所)		300	長時間延長保育	民設 民営	土地所有者と 保育事業者との マッチング事業	施設整備	運営開始
定員増 計		300					

(民間事業者活用品型)

実施計画							
事業名	整備区分	事業内容		運営主体	事業年次		
		定員	特別保育事業		平成24年度(2012年)	平成25年度(2013年)	平成26年度(2014年)
民間事業者活用品型保育所の整備 (60人定員×10か所)		600	長時間延長保育	民設 民営	設置・運営 法人の募集	設置・運営法人 の募集・選定 施設整備	運営開始
民間事業者活用品型保育所の整備 (30人定員×3か所)		90	長時間延長保育	民設 民営		設置・運営法人 の募集・選定 施設整備	運営開始
定員増 計		690					

(公立保育所の民営化)

実施計画							
事業名	整備区分	事業内容		運営主体	事業年次		
		定員	特別保育事業		平成24年度(2012年)	平成25年度(2013年)	平成26年度(2014年)
(公立保育所民営化) 公立保育所の建替えによる整備(5か所)	新築	60増	長時間延長保育	民設民営	設置・運営法人の選定	施設整備(市有地貸与型整備)	運営開始
定員増 計		60					

民営化園の選定は、平成23年10月頃を予定しています。

(民間保育所の定員増)

実施計画							
事業名	整備区分	事業内容		運営主体	事業年次		
		定員	特別保育事業		平成24年度(2012年)	平成25年度(2013年)	平成26年度(2014年)
(川崎愛泉保育園改築) 浜町2丁目地内 保育所整備(川崎区)	改築	10増 60 ⇒ 70	長時間延長保育	(福)神奈川県社会福祉事業団		施設整備(市有地貸与型整備)	運営開始
定員増 計		10					

平成25年度整備 計	20か所	1,270人増
-------------------	-------------	----------------

第2期川崎市保育基本計画（かわさき保育プラン） における認可保育所整備の進め方について

① 待機児童の解消を目指して

国の制度改正や他都市の状況などにも留意しながら、多様な整備手法や様々な工夫をしながら、着実な認可保育所整備を推進します。

★新たに取り組む整備手法

① 「鉄道事業者活用型保育所整備」の実施

鉄道事業者との連携により、利用ニーズの高い駅周辺（鉄道事業者が所有する駅周辺の土地や高架下等）に、保育所の整備を進めていきます。

② 「民有地借上型保育所整備」（土地所有者と保育事業者のマッチング）の実施

保育所の整備用地として土地活用を希望する土地所有者と保育所の整備を希望する社会福祉法人等とをマッチングすることにより、保育需要が見込まれる地域における保育所の整備を進めていきます。

③ 「国有地活用型保育所整備」の実施

国の新成長戦略に基づき、市内の国有地を保育所の整備用地として活用することにより、保育需要が見込まれる地域における保育所の整備を進めていきます。

② 1歳児の定員枠の拡大に向けて

待機児童の実態調査の実施等を行い、地域別や年齢別の保育ニーズの分析に基づいて、保育需要が高く、継続的に見込まれる地域への保育所整備や利用申請の多い1歳児の定員枠の拡大を図ります。

★これまでの整備手法の拡充

① 「民間事業者活用型保育所整備」の拡充

保育所利用申請の多い1歳児からの定員の保育所整備にあたり、既存建物に加え、新築の建物についても整備が促進されるよう、募集時期を考慮するとともに、保育環境の充実を図りながら「民間事業者活用型保育所整備」の促進してまいります。

③ 大規模住宅開発等に伴う新たな保育需要への対応に向けて

大規模住宅開発等にあたっては、関係局等との連携を図りながら、新たに生まれる保育需要への対応に向けて、開発事業者等との積極的な協議を行い、保育施設（認可保育所、マンション内保育施設（認可外））の整備を進めます。

④ 民間活力の積極的な導入に向けて

大幅な保育所整備に向け、「民間保育所整備の手引」の発行や「保育所整備の説明会」の開催など、幅広く民間事業者への適切な情報提供の充実に努めます。

⑤ 多様な民間の運営主体の参入にあたって

保育所の整備にあたっては、運営法人の状況や保育内容などの確認を行い、より安定した保育所運営の確保と保育の質の向上に向けた設置・運営法人の選定等を行います。

2 認可外保育事業の充実と再構築

本市の認可外保育事業は、それぞれの運営主体が特色を活かして運営をしており、さらなる保育需要や保育ニーズへの多様化に向けては、援護対象児童の拡大を図るなど事業の充実を図っていきます。

また、低年齢（0歳から2歳）児を中心とした保育ニーズへの適切な対応や子育て家庭の多様化する保育ニーズへの柔軟な対応に向けては、利用者等のニーズや国の新たな制度を踏まえながら、平成24年度の基本方針の策定に向け、本市の認可外保育事業の再構築に取り組んでいきます。

【施策の目標】

区 分	平成 23 年度 (2011 年)	平成 24 年度 (2012 年)	平成 25 年度 (2013 年)	平成 26 年度以降 (2014 年)
<p>認可外保育事業の充実と再構築</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">平成 22 年度 (2010 年)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">①認定保育園 援護対象 1,580 人</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">②家庭保育 福祉員(居宅型) 福祉員 19 人 受入児童 71 人</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">③おなかま 保育室 14 か所 345 人</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">④かわさき 保育室 11 か所 320 人</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">H22 年 4 月 当初 援護対象児童 2,316 人</div>	<p>●認可外保育事業の再構築に向けた検討</p> <p>●援護対象児童の拡大</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">①認定保育園 援護対象 1,600 人</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">②家庭保育 福祉員(居宅型) 福祉員 21 人 受入児童 77 人 (共同型) 3 か所 受入児童 27 人</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">③おなかま 保育室 14 か所 345 人</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">④かわさき 保育室 11 か所 320 人</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">H23 年 4 月 当初 援護対象児童 2,360 人</div>	<p>●事業の再構築に向けた基本方針の策定</p> <p>●援護対象児童の拡大</p> <p>援護対象の拡大</p> <p>福祉員 2 人 受入児童 6 人増</p> <p>3 か所 受入児童 27 人増</p> <p>事業推進</p> <p>2 か所 60 人増</p>	<p>●基本方針に基づく取組の推進</p> <p>●基本方針に基づく取組の推進</p>	<p>事業推進</p> <p>事業推進</p>

【計画期間における取組】

(1) 援護対象児童の拡大

認可外保育施設については、それぞれの運営主体が特色を活かして運営を行っており、その利用は保護者の選択に基づくものとなります。

本市の認可外保育事業は、“保育に欠ける児童”を援護対象児童としており、認可保育所に申請して入所していない児童への対応も図っています。

さらなる保育需要や保育ニーズの多様化にも適切に対応するため、本市の認可外保育事業の援護対象児童の拡大を図ります。

(2) 低年齢児の保育ニーズへの対応

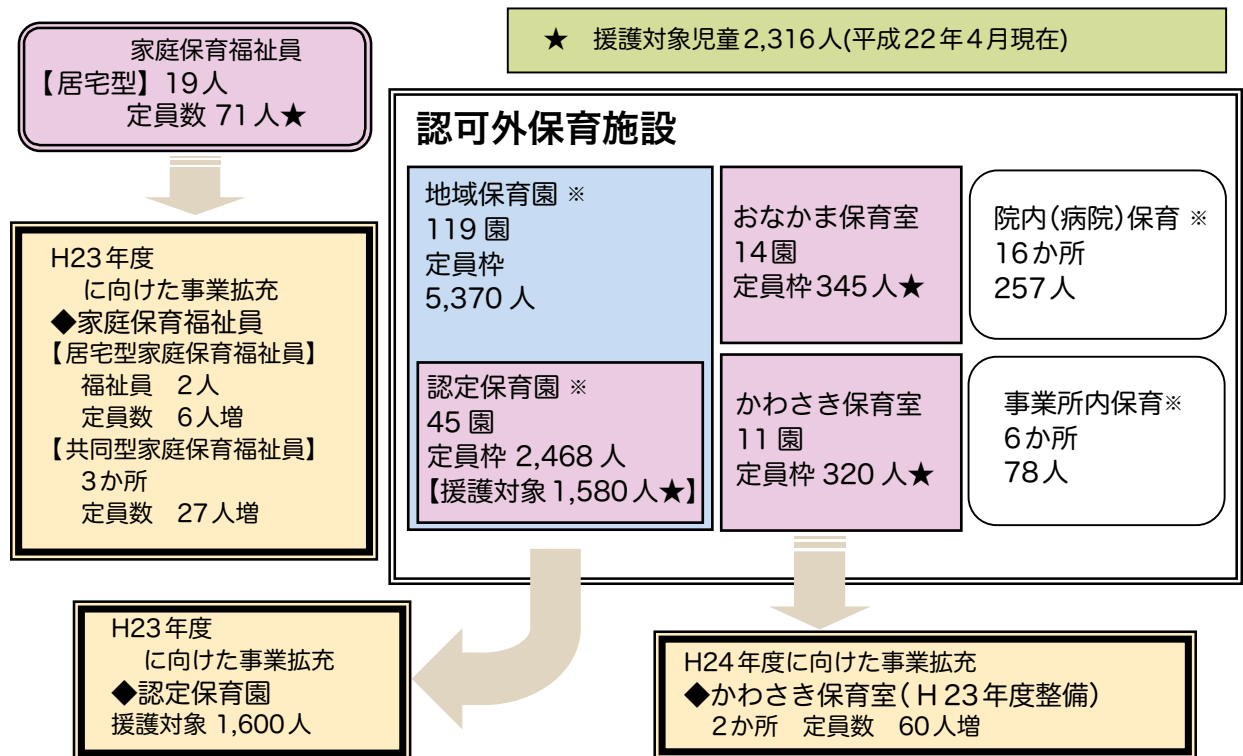
子育てを取り巻く環境の変化や育児休業制度の普及、さらには景気の動向などから、保育所の利用にあたっては、0歳から2歳の低年齢児の保育ニーズが高まっており、待機児童に占める低年齢児の割合も高くなっています。

本市の認可外保育事業の展開にあたっては、こうした低年齢児の保育ニーズへの適切な対応に向けた取組を進めます。

(3) 認可外保育事業の再構築

本市の認可外保育事業については、子育て家庭の多様な保育ニーズへの柔軟な対応が図れるよう、国の「子ども・子育て新システム」の動向を踏まえながら、事業の再構築に向けた検討を進めます。

■認可外保育施設等の現状(H22年4月現在)と23年度の取組



※は、平成22年3月31日現在の状況です

3 「認可保育所の運営のあり方」を踏まえた公立保育所の再構築

認可保育所の運営については、高まる保育需要への迅速な対応や効果的な保育所運営費の財源確保、多様な保育サービスの効率的な提供の観点から、民間による運営を基本として新設保育所等を整備していきます。

また、公立保育所の再構築に向けては、地域における子ども・子育て支援や民間保育所の運営に対する支援などの役割を担い、区を基本とした一定のエリアごとに「新たな公立保育所」を設置するとともに、既存の公立保育所については、本市の社会状況や民間の運営事業者の状況、さらには職員の退職動向等も考慮しながら、公立保育所の民営化等を推進します。

【施策の目標】

区 分	平成 23 年度 (2011 年)	平成 24 年度 (2012 年)	平成 25 年度 (2013 年)	平成 26 年度以降 (2014 年)
「認可保育所の運営のあり方」を踏まえた公立保育所の再構築	<ul style="list-style-type: none"> ●公立保育所の再構築に向けた検討 ●公立保育所の調理業務委託化 4 園の実施 ●公立保育所民営化 1 園の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の再構築に向けた基本方針の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●基本方針に基づく取組の推進 ●基本方針に基づく取組の推進 	事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●委託園の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●公立保育所民営化 5 園の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●公立保育所民営化 6 園の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●公立保育所民営化 5 園の実施
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> H23 年 4 月 当初 公立保育所 68 園 調理業務委託 37 園 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> H24 年 4 月 当初 公立保育所 63 園 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> H25 年 4 月 当初 公立保育所 57 園 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> H26 年 4 月 当初 公立保育所 52 園 </div>

【計画期間における取組】

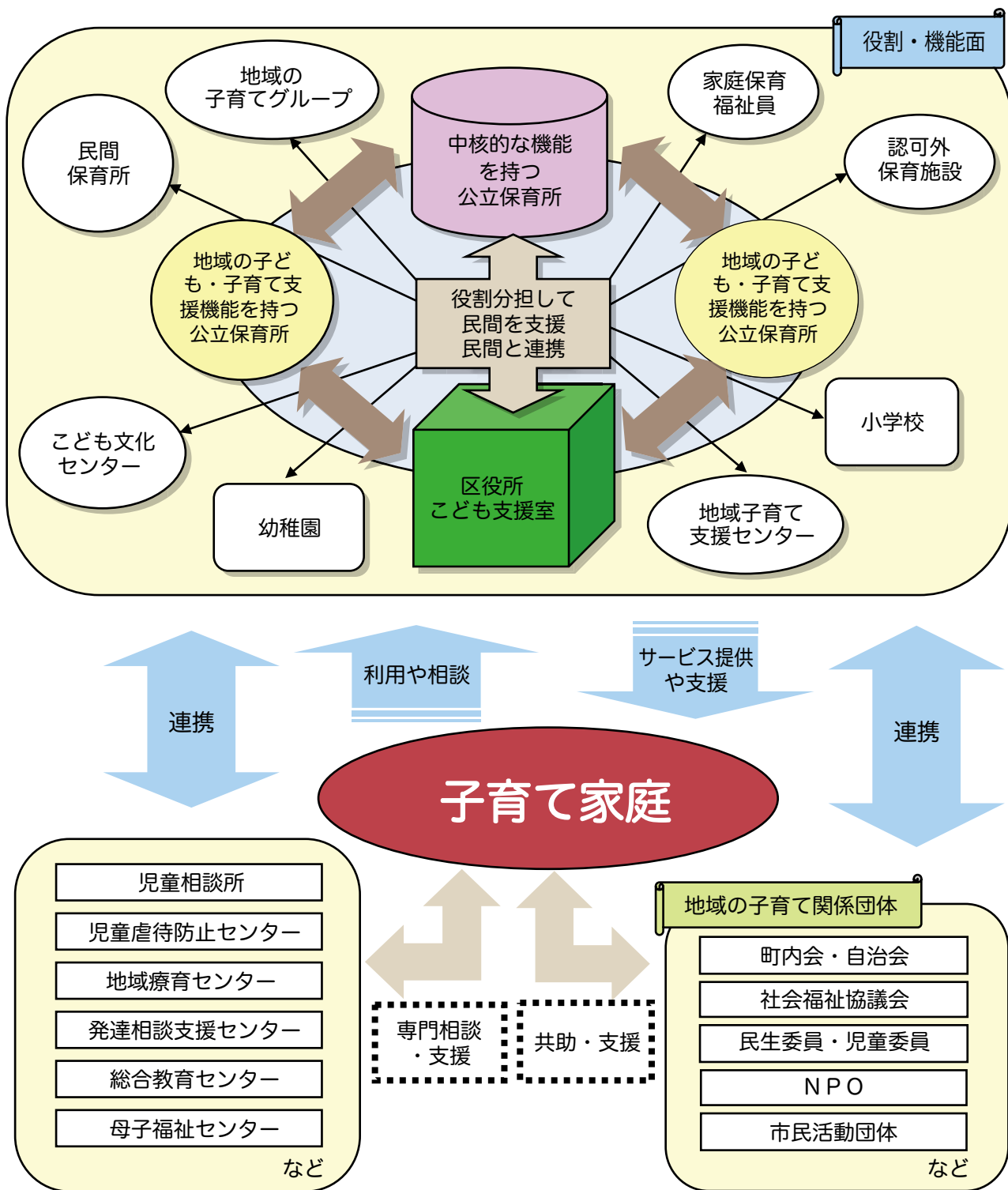
(1) 「認可保育所の運営のあり方」を踏まえた公立保育所の再構築

本市では、民間活力を積極的に導入しながら、平成 19 年から **38 園の民間保育所を新設**し、さらに“民間でできることは民間で”の原則のもと、平成 22 年度までに **19 園の公立保育所の民営化**や **35 園(委託後 2 園は民営化)の調理業務委託化**を推進してきました。

今後も、さらなる保育需要への適切な対応に向けた**大幅な保育所整備**において、**民間活用を図るとともに、公立保育所においても効率的・効果的な運営手法を図るために民営化等を推進**していきます。

本市の認可保育所の運営にあたっては、“川崎市の役割”を適切に果たしながら積極的な民間活力の導入を図るとともに、こうした**「認可保育所の運営のあり方」を踏まえた公立保育所の再構築**を進めていきます。

区を基本とした「新たな公立保育所」事業展開イメージ



4 子育て家庭への支援の充実

少子化や核家族化が進行する中、子どもの育つ環境が変化してきており、親と子の関係をしっかりと築くことが大切となっていることから、地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、在宅で子育てをする家庭に対しても支援の充実を図っていきます。

また、共働き世帯の増加や働き方の変化から、保育所の利用ニーズが多様化しているため、仕事と子育ての両立支援に向けた取組の充実を図っていきます。

【施策の目標】

区 分	平成 23 年度 (2011 年)	平成 24 年度 (2012 年)	平成 25 年度 (2013 年)	平成 26 年度以降 (2014 年)
一時保育の実施	●新設園等での 実施拡大 3 か所の拡大 (35 か所で実施)	●新設園等での 実施拡大 7 か所の拡大 (42 か所で実施)	●新設園等での 実施拡大 5 か所の拡大 (47 か所で実施)	事業推進
地域子育て支援センター (センター型)の実施	●新設園等での 実施拡大 1 か所の拡大 (23 か所で実施)	●新設園等での 実施拡大 2 か所の拡大 (25 か所で実施)	●新設園等での 実施拡大 1 か所の拡大 (26 か所で実施)	事業推進
保育所における地域の 子ども・子育て支援機 能の充実	●公立保育所にお ける園庭開放 ・保育相談の実施			事業推進
	●公立保育所の再構 築に向けた検討 (再掲)	●事業の再構築に 向けた基本方針 の策定 (再掲)	●基本方針に基づ く取組の推進 (再掲)	事業推進
	●民間保育所にお ける「地域活動支援 事業」の促進			事業推進
休日保育の実施	●新設園等での 実施拡大 1 か所の拡大 (7 か所で実施)			事業推進
年末保育の実施	●7 か所での 事業実施			事業推進
夜間保育の実施	●1 か所での 事業実施			事業推進
乳幼児健康支援 一時預かり事業 (病後児保育)の実施	●事業の充実に向 けた検討 (3 か所で実施)	●事業の充実に向 けた検討	●検討結果に基づ く取組の推進	事業推進

【計画期間における取組】

(1) 在宅の子育て家庭への支援の充実

本市の就学前児童の養育状況から、低年齢(0歳から2歳)児を中心として約45%の家庭が在宅で子育てをしており、子育てを取り巻く環境が変化中、こうした**在宅で子育てをする家庭への支援**も求められています。

「保育所保育指針」においても、保育所は、保育士の専門性を活かしながら、入所する子育て家庭への支援とともに、**地域の子育て家庭への支援を行う役割を担うもの**とされています。

地域の中で、子育ての孤立感や負担感を持つ親が増える中、**保育所における一時保育や地域子育て支援センター(センター型)事業の拡充**を図るとともに、**園庭開放や保育相談などの充実**を図ります。

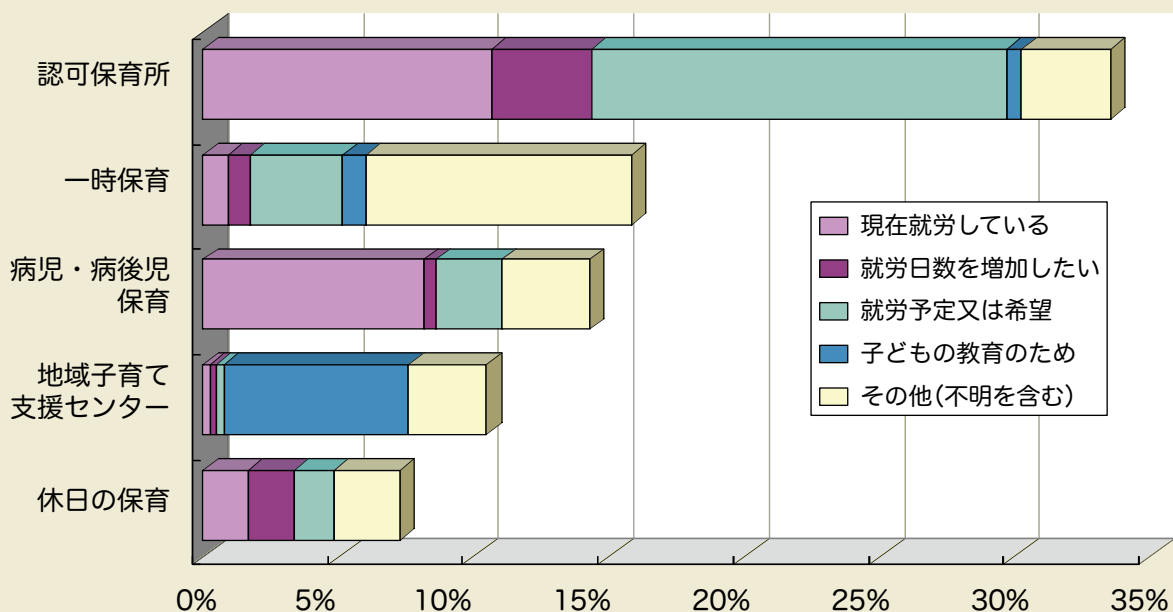
また、「**新たな公立保育所**」においては、**地域の子ども・子育て支援の役割**を担いながら、**子どもを持つ前からの、親育てや子育て支援に関する取組**も進めていきます。

(2) 仕事と子育ての両立支援の充実

共働き世帯の増加や核家族化の進行など子育てを取り巻く環境が変化中、保護者が**休日や年末、夜間に就労している場合や子どもの病気の治りかけの際などの多様な保育所利用ニーズ**にも対応しながら、**仕事と子育ての両立支援に向けた取組の充実**を図ります。

また、国の制度改正や他都市における子ども・子育て支援サービスの動向にも留意しながら、**病児保育など新たな取組**についても、**利用者のニーズを踏まえた検討**を進めます。

今後利用したい保育・子育て支援サービス(抜粋)



(川崎市次世代育成支援に関するニーズ調査[平成21年3月]より)

施策 2 利用者の視点に立った情報提供とサービスの質の向上

5 利用者へのサービス向上に向けた取組

利用者へのサービス向上に向けた取組に向けては、保育所等の利用に関する情報提供や区役所における子育てに関する相談・コーディネート機能の強化に向けた取組を推進していきます。

また、利用者の視点に立った子ども・子育て支援ニーズへの対応を図るため、「川崎市児童福祉審議会」の意見聴取や利用者ニーズ等の把握に努めます。

【施策の目標】

区 分	平成 23 年度 (2011 年)	平成 24 年度 (2012 年)	平成 25 年度 (2013 年)	平成 26 年度以降 (2014 年)
子育てに関する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●地域における子育て支援情報の提供機能強化に向けた検討と取組の推進 ■「地域子育て支援情報提供事業」の実施 			事業推進
相談・コーディネート機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●地域における子育てに関する相談・コーディネート機能強化に向けた検討と取組の推進 ■区役所における子育てに関する相談・コーディネート機能の強化に関する検討及び取組の推進 			事業推進
利用者の視点に立った子ども・子育て支援ニーズへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ●次世代育成支援対策行動計画(後期計画)の推進 ■児童福祉審議会への計画進捗状況報告と意見・評価の市民公表 	<ul style="list-style-type: none"> ●後期計画の中間評価 ■計画に対する市民の意見等を把握し、児童福祉審議会による意見・評価と合わせて中間評価を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●後期計画の推進及び進捗管理 ■児童福祉審議会への計画進捗状況報告と意見・評価の市民公表 	事業推進

【計画期間における取組】

(1) 利用者ニーズに応じた情報提供の充実

本市の子ども・子育て支援サービスは、ホームページや「子育てガイドブック」などの各種案内等により情報提供がなされています。

子ども・子育て支援のニーズが多様化する中、**利用者が求める情報を集約して、わかりやすく提供する仕組みづくり**が求められています。

保育所や幼稚園、地域子育て支援センター等の施設情報や各種制度、助成・手当等のサービス情報の**提供方法の工夫**をするとともに、保育所等の利用に関する情報の提供など、**民間の持つ子どもに関する情報等とのマッチング**に向けた検討を進めます。

(2) 子育て家庭への相談・コーディネート機能の充実

保育所の利用にあたっては、「保育所入所案内」やホームページでの情報提供や市民にとって身近な区役所における相談・申請の受付を行っています。

保育所利用ニーズが高まる中、利用申請者が増加傾向にあり、**利用の申請時や入所不承諾を受けた後の子育て家庭への適切な対応**が求められているため、利用者の視点に立って、**きめ細かな相談・コーディネート機能の充実**を図ります。

また、**利用者の視点に立って**、ニーズ等に応じた**保育所入所選考基準等の見直し**を検討していきます。

(3) 利用者（親と子）の視点に立った子ども・子育て支援ニーズへの対応

次代を担う子どもたちが健やかにたくましく育ち、子どもの笑顔があふれる社会の実現に向け、国においては平成22年1月に「子ども・子育てビジョン」（大綱）を定め、「少子化対策」から「子ども・子育て支援」への施策や取組の転換を図っています。

子育てを取り巻く環境が変化する中、家族の形態や親の働き方、個人のライフスタイルは多様化しており、**ひとり親家庭や虐待を受けた子どもたち、障害のある子どもたち、定住外国人の子どもたちなど特別な支援が必要な子どもも**増えています。

本市では、平成17年に『かわさき子ども「夢と未来」プラン』を策定し、平成22年度からは後期計画がスタートしています。

「第2期川崎市保育基本計画」（かわさき保育プラン）の推進にあたっては、**川崎市児童福祉審議会第2部会からの意見等を踏まえながら**、“**子どもの笑顔があふれ、未来の力を育むまち・かわさき**”の実現を目指す取組を進めます。

6 保育サービスの質の向上に向けた取組

保育サービスの質の向上に向けては、認可保育所の設置・運営法人等の選考及び認可時の審査の充実や運営後の適切な指導・監督体制の充実を図るとともに、認可外保育施設等における適切な運営の確保に向けた取組を推進します。

また、民間保育所運営への支援の充実に向けては、運営内容に関する相談や指導・助言の充実を図るとともに、公立保育所の再構築において、民間保育所の運営に対する支援も検討していきます。

さらに、利用者の保育サービスの選択を適切に図るため、第三者評価制度の受審も促進していきます。

【施策の目標】

区 分	平成 23 年度 (2011 年)	平成 24 年度 (2012 年)	平成 25 年度 (2013 年)	平成 26 年度以降 (2014 年)
保育の質の向上への取組の充実	●認可保育所の運営法人等の選考及び認可時の審査の充実			事業推進
	●保育所等への監査・指導体制の強化・充実 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">■認可保育所への監査・指導体制の充実及び認可外保育施設への指導・監督機能の強化</div>			事業推進
	●公立保育所の再構築に向けた検討(再掲)	●事業の再構築に向けた基本方針の策定(再掲)	●基本方針に基づく取組の推進(再掲)	事業推進
民間保育所運営への支援等の充実	●民間保育所の運営状況の把握と支援の実施			事業推進
	●公立保育所の再構築に向けた検討(再掲)	●事業の再構築に向けた基本方針の策定(再掲)	●基本方針に基づく取組の推進(再掲)	事業推進
第三者評価制度の受審の促進	●民間保育所の受審の促進 11 園の受審	●民間保育所の受審の促進 11 園の受審	●民間保育所の受審の促進 8 園の受審	事業推進
	●指定管理園・民営化園の受審 2 園の受審	●指定管理園・民営化園の受審 7 園の受審	●指定管理園・民営化園の受審 9 園の受審	事業推進
	●第三者評価項目の見直し	●新たな評価項目による評価の実施		

【計画期間における取組】

(1) 保育の質の向上への取組の充実

本市では、これまで公立と民間の認可保育所がそれぞれの特徴を活かしながら、障害児保育を全園で実施する等、**かわさきの保育**をつくりあげてきました。

保育の質の向上に向けては、**認可保育所の設置・運営法人等の募集・選考や認可などにおける適切な対応と運営後に適切な指導・監督**を実施していきます。

また、保育内容の充実に向けては、障害児保育や乳幼児保育などの**公立保育所の運営における実践的な知識や保育技術**を様々な形で、**民間保育所等と共有**することができるような取組を進めていきます。

さらに、障害児保育や児童虐待等の特別な支援が必要な児童への適切な対応に向けては、**保育所と地域療育センターや児童相談所等の関係機関との連携**を進めていきます。

(2) 民間保育所運営への支援等の充実

本市では、民間主導による大幅な保育所整備や公立保育所の民営化を推進しており、平成22年4月において、**92か所が多様な民間の主体によって運営**されています。

民間保育所の運営の充実にあたっては、安定した保育所の運営や児童の処遇向上を図るための**本市独自の民間保育所への運営費の補助や運営内容に関する相談や指導・助言、公立保育所との連携**などを通して、**民間保育所運営への支援等を充実**していきます。

(3) 第三者評価受審の促進と評価項目の見直し

第三者評価制度は、事業者の提供するサービスの質を、利用者や事業者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的・客観的な立場から評価を行い、その結果が広く公表されることにより、**利用者の適切な選択の促進と事業者がよりよいサービスを提供できるようなサービスの向上に向けた自主的な取組を促進**する役割を持っています。

本市においても、これまでに**公営保育所では全園での受審**をし、また**公設民営（指定管理者制度による）の保育所や公営保育所の民営後においても受審**を実施してきています。

民間保育所における**第三者評価制度の受審の促進**に向けた取組を推進するとともに、**改定された「保育所保育指針」に基づいた評価項目の見直し**に向けた検討を進めていきます。

(4) 認可外保育施設等における適切な運営の確保に向けた取組の推進

本市では、**適正な保育環境の確保や児童の安全の確保等**を目的として、認可外保育施設等に対して、「**認可外保育施設指導監督基準**」に基づく立入調査を実施するなど適切な指導・監督に努めています。

認可外保育施設には、**就学前児童のうち約4,500人(約6%)**が入所をしており、**保育の質の向上や児童の安全の確保等**に向けては、こうした**認可外保育施設への指導・監督機能の強化**を図っていきます。

また、認可外保育施設等は**利用者の選択に基づき直接施設に申し込む施設**でもあることから、本市においても**利用者の視点に立って、適切な選択が図れるような情報提供**を実施していきます。

施策 3 保育サービスの利用における受益と負担の適正化

7 保育サービスの利用における受益と負担の適正化

本市においては、保育需要への適切な対応に向け、保育環境の整備や多様な保育サービスの充実を図っています。

今後の保育サービスの利用にあたっては、費用負担となる保育料の収納率の向上に向けた取組を推進するとともに、「(仮称)保育サービス利用のあり方検討委員会」を設置して、本市の他の行政サービスの利用における受益と負担の状況や国の制度改正、他都市の状況にも留意しながら、保育サービスの利用における受益と負担の適正化に向けた検討を図っていきます。

【施策の目標】

区 分	平成23年度 (2011年)	平成24年度 (2012年)	平成25年度 (2013年)	平成26年度以降 (2014年)
保育料の収納率向上に向けた取組の推進	●保育料の収納対策への取組の強化	→	収納率97%以上 (現年度分99%以上)	事業推進
保育サービスの利用における受益と適正な負担のあり方の検討	●保育料の負担のあり方の検討 ■「(仮称)保育サービス利用のあり方検討委員会」の設置による検討 ●「川崎市保育料金額表」の改定 (階層区分の変更【25階層⇒26階層】)	●検討結果に基づく取組の推進	→	事業推進

【計画期間における取組】

(1) 保育料の収納率向上に向けた取組の推進

本市の認可保育所の保育料は、公営も民営も、本市で定めた「保育料金額表」に基づき、所得に応じて決定し、川崎市が徴収を行っています。

本市では、これまでも認可保育所に入所していない家庭や在宅で子育てをする家庭、さらには一般に納税をしていただいている家庭との公平性の観点から保育料の収納対策の強化に取り組んでいます。

今後についても、保育料の収納率の向上に向け、電話催告や納付面談、さらには法令の規定による債権差押を中心とした滞納処分などにも努めていきます。

(2) 保育サービスの利用における受益と適正な負担のあり方の検討

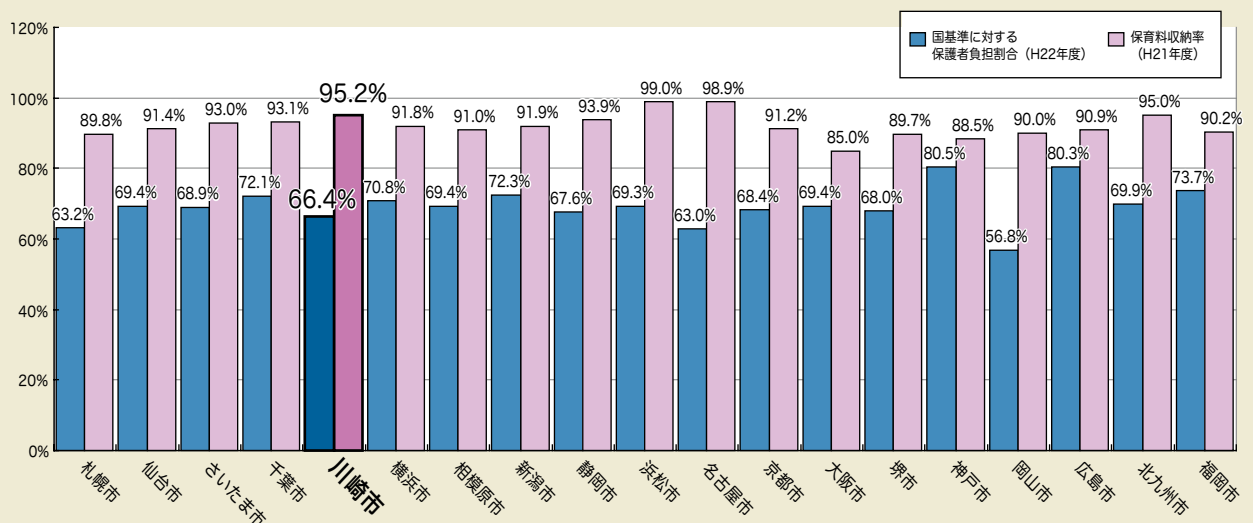
本市では、保育需要への適切な対応を図るため、保育環境の整備や多様な保育サービスの充実を図っています。

本市の認可保育所の保育料は、国が示す「保育所徴収金(保育料)基準額表」(所得区分8階層)に対して、より負担の適正化を図るため、本市独自に「保育料金額表」(所得区分25階層)を定めています。

さらに、この国の基準に対して、本市では、利用者の負担割合を軽減(平均66.4%)しながら、保育サービスの提供に努めています。

計画期間(平成23年度から25年度)内においても、大幅な保育所整備やさらなる子ども・子育て支援サービスの拡充に努めていくとともに、本市の他の行政サービスの負担との均衡や国の制度改正、他都市における状況などを踏まえながら、保育サービスの利用における受益と適正な負担のあり方を検討します。

保育料の保護者負担割合及び収納率の大都市比較



(こども本部調べ)

【基本方向 2 社会全体で子育てを支える仕組みづくり】

施策 1 地域で子育てを支える取組の推進

8 地域で子育てを支える仕組みづくりの充実

都市化の進行や首都圏への人口流入に伴い地域社会における人と人のつながりが希薄化しており、IT化の進展による新たなつながりは、日常生活における個人化を促進しています。

そのため、地域で子育てを支える仕組みづくりに向けては、区役所を拠点とした地域の子ども・子育て支援ネットワークづくりを推進するとともに、家庭的な保育事業の充実を図っていきます。

【施策の目標】

区 分	平成 23 年度 (2011 年)	平成 24 年度 (2012 年)	平成 25 年度 (2013 年)	平成 26 年度 以降 (2014 年)
区役所を拠点とした地域の子ども・子育て支援ネットワークづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●地域における子ども・子育て支援機能の強化 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ■区役所における公立保育所の管理運営及び地域子育て支援センター事業の実施 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ■区役所におけるこども文化センターの管理運営の実施 	→	事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●公立保育所の再構築に向けた検討（再掲） ●ふれあい子育てサポート事業の充実に向けた検討（4 か所で実施） 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の再構築に向けた基本方針の策定（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ●基本方針に基づく取組の推進（再掲） 	
家庭的な保育事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●居宅型家庭保育福祉員による受入児童の拡大 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 福祉員 21 人 受入児童 77 人 </div> <ul style="list-style-type: none"> ●共同型家庭保育福祉員による受入児童の拡大 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 3 か所 受入児童 27 人 </div>	福祉員 2 人 受入児童 6 人増	→	事業推進
		3 か所 受入児童 27 人増	<ul style="list-style-type: none"> ●認可外保育事業の再構築に向けた基本方針に基づく取組の推進 	

【計画期間における取組】

(1) 区役所を拠点とした地域の子ども・子育て支援のネットワークづくり

本市では、これまでも区役所を拠点として、各区の実情に応じ、**地域の子ども・子育て支援のネットワークづくり**に向けた取組を推進してきました。

今後についても、**地域の子育て家庭への支援の充実**に向けては、市民に身近な区役所を中心として、民間保育所、地域子育て支援センター、地域療育センター、児童相談所などの子ども・子育てに関する機関や地域の団体等が連携しながら、その機能等を活かして、子ども・子育て支援への取組を進めていきます。

また、育児を行いたい人(子育てヘルパー会員)と育児の援助を受けたい人(利用会員)が相互にサポートセンターに会員登録し、サポートセンターがコーディネートを行う「**ふれあい子育てサポート事業**」の充実を図るなど**地域における相互援助の活動**も進めていきます。

こうした、地域の様々な人が子育て支援に関わることで、**人と人とのつながりの再構築**に向けた互いに助け合う**地域づくり**を進めます。

(2) 家庭的な保育事業の充実

本市には、平成22年4月現在、地域の中で、自宅において、家庭的な雰囲気での保育をする家庭保育福祉員(保育ママ)が19人います。

さらに、家庭的な保育事業の充実に向けて、平成22年度には、自宅以外でも**複数の家庭保育福祉員(保育ママ)が共同**で保育を行う「**共同型家庭保育福祉員**」の事業を新設し、平成23年度から児童の受入を行うこととしました。

今後についても、**少人数の乳幼児を家庭的で温かな環境で育み、地域の中で子育てを支える取組**を進めるため、さらに**家庭的な保育事業の充実**を図っていきます。



(「自宅で保育を行う家庭保育福祉員(保育ママ)の保育の様子」)

施策 2 企業等（雇用主）における子育て支援の取組の推進

9 企業等（雇用主）における子育て支援の充実

次代を担う子どもの育ちを保障し、被雇用者である親が生活にゆとりを持って子育てを楽しめる社会を作るためには、男女ともに仕事と生活の調和がとれた生活が送れるよう行政・企業・関係団体・市民が協働し取組を進めていく必要があります。

こうした仕事と家庭が両立できる職場環境づくりの促進に向けて、「ワーク・ライフ・バランス」における子育て支援の取組に関する普及啓発や事業所内保育等の取組への支援を充実していきます。

【施策の目標】

区 分	平成 23 年度 (2011 年)	平成 24 年度 (2012 年)	平成 25 年度 (2013 年)	平成 26 年度以降 (2014 年)
企業等（雇用主）における子育て支援の取組への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●「ワーク・ライフ・バランス」における子育て支援の取組に関する普及啓発 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ■大都市等との広域的な連携やフォーラムの開催、企業等における取組事例の調査・研究等及び発信による普及啓発 </div>			事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●企業等における子ども子育て支援の充実に向けた情報提供・普及啓発・相談支援 			
事業所内保育等の取組への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所内保育施設の設置に向けた企業等への働きかけと協議の推進 			事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所内保育施設の設置事例の調査・研究と助成制度の再構築 			事業推進

【計画期間における取組】

(1) 企業等（雇用主）における子育て支援の取組への支援の充実

仕事と生活の調和が実現した社会を目指して、国は「ワーク・ライフ・バランス」の推進を掲げ、育児休業等の制度拡充や男性の育児休業制度取得率の向上に向けたプロジェクトなどを推進しています。

企業等においては、「次世代育成支援対策推進法」に「一般事業主行動計画」の策定が義務づけられるとともに、これまでも、有能な人材の確保・育成・定着や生産性の向上に向けて、それぞれの企業等の特色を活かしながら従業員やその家族に対する子育て支援に取り組んできています。

こうした企業等における先駆的な取組事例の調査・研究、普及啓発に努めるとともに、企業等(雇用主)の子育て支援の取組への支援の充実を図ります。

(2) 事業所内保育等の取組への支援の充実

子育てしやすい職場環境づくりに向け、育児休業明けの従業員が安心して、職場に復帰ができるよう、企業等で事業所内保育所(認可外保育施設)の開設が増えています。

本市としても、仕事と子育ての両立支援に向け、こうした「事業所内保育施設」を設置する企業等が増えるよう、これまでの「企業内保育施設への助成」制度の再構築を図るとともに、企業等への働きかけを進めます。



(「平成22年度 神奈川ワーク・ライフ・バランスシンポジウム」より)

施策 3 多様な主体との協働による取組の推進

10 多様な主体との協働に向けた取組の充実

子育てを社会全体で支える仕組みづくりに向けては、子育て家庭や地域、企業等(雇用主)、保育所などを運営する社会福祉法人や株式会社等の運営主体、NPO法人などの子ども・子育て支援サービスの担い手やまちづくりを行う開発事業者等と国・地方自治体などがそれぞれの役割に基づき協働で取組を進めることが求められています。

こうした多様な民間の主体との連携を進めていけるよう、コーディネート機能の充実を図るとともに、協働に向けたきっかけづくりを促進していきます。

【施策の目標】

区 分	平成23年度 (2011年)	平成24年度 (2012年)	平成25年度 (2013年)	平成26年度以降 (2014年)
多様な主体との協働に向けた取組の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども・子育て支援施策の事業者向けの情報発信の充実 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ■ HP や冊子等を活用した保育所整備・運営に関する情報や本市の子ども・子育て支援情報の発信の充実に向けた取組の推進 </div>			事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●区役所を拠点とした子ども・子育て支援ネットワークづくりの推進 			事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●「土地所有者と保育事業者のマッチングによる」保育所整備の推進 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ■土地に関する情報収集や事業内容の周知に向けた取組の推進 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> H24 4か所の整備 (60人定員) </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> H25 5か所の整備 (60人定員) </div>	事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な民間の主体との連携に向けた“きっかけづくり”の促進 			事業推進

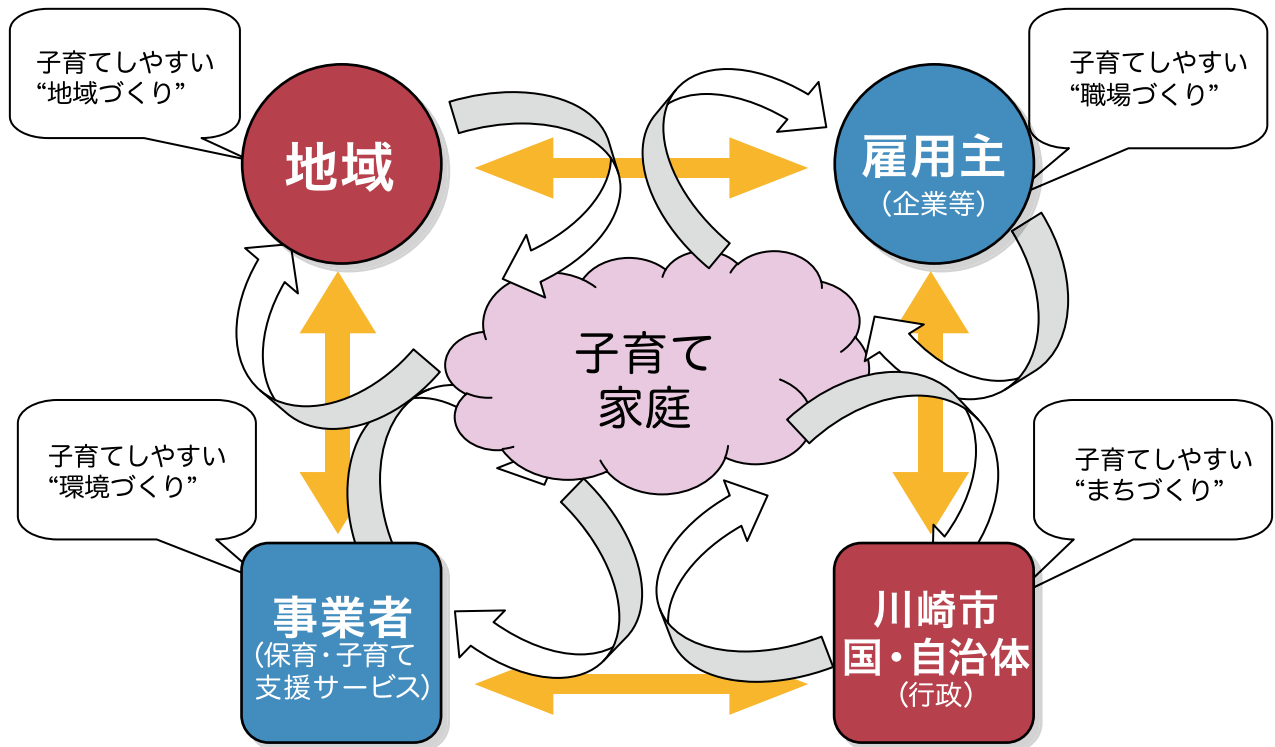
【計画期間における取組】

(1) 多様な主体との協働に向けたコーディネートの充実

子育てを社会全体で支える仕組みづくりに向けては、子育て家庭や地域、企業等(雇用主)、保育所などの運営を行う社会福祉法人や株式会社等、NPO法人などの子ども・子育て支援サービスの担い手やまちづくりを行う開発事業者等、国・地方自治体が、それぞれの役割に基づき協働で取組を進める必要があります。

本市としては、こうした多様な主体との協働に向け、それぞれに対するコーディネートの役割を果たしていくとともに、コラボレーションによる“グッドサイクルなまちづくり”を目指した協働の取組を推進していきます。

多様な主体との協働による子育て家庭への支援イメージ



“コーディネート機能”の充実と“きっかけづくり”の促進

「第2期川崎市保育基本計画」(かわさき保育プラン)においては、子育て家庭が暮らす“地域における人と人とのつながりの再構築”や男女が共に働きやすい“職場環境づくりや働き方の見直し”に向けた取組を進めるため、地域や雇用主(企業等)との連携を図るためのコーディネート機能を充実していきます。

また、本市は子育て支援を総合的に推進する役割を担うとともに、保育所や子育て支援サービスの運営の担い手となる社会福祉法人や学校法人、株式会社やNPO法人など、多様な民間の主体との協働に向けた“きっかけづくり”を進めていきます。

【基本方向 3 新たな制度への対応と大都市等との広域連携】

施策 1 新たな制度への対応

11 国の新たな制度や地域主権改革への対応

現在、国においては保育サービスを含む子ども施策全般にわたる「子ども・子育て新システム」が検討されています。

こうした国の新たな制度に対応するため、「(仮称) 子ども・子育て新システム検討協議会」を設置し、本市の子ども・子育て支援のあり方を検討していきます。

また、国の地域主権改革の動向にも留意しながら、本市の対応を検討していきます。

【施策の目標】

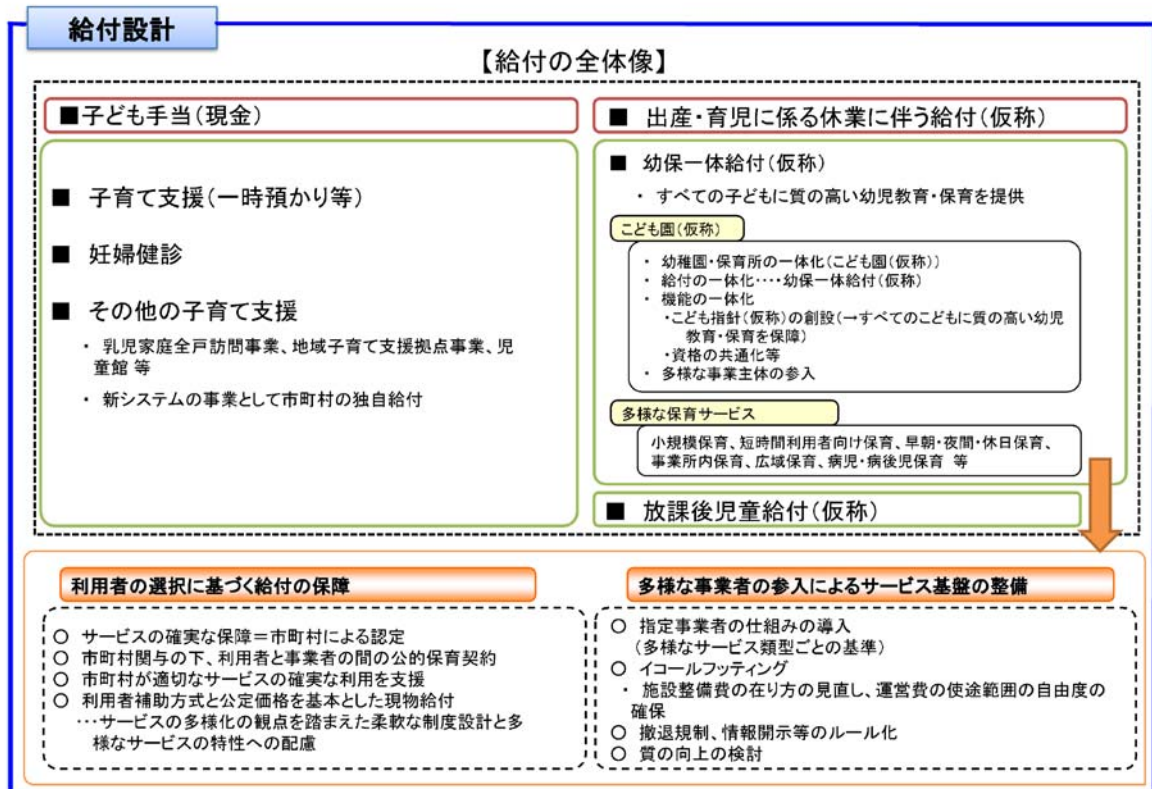
区 分	平成23年度 (2011年)	平成24年度 (2012年)	平成25年度 (2013年)	平成26年度以降 (2014年)
国の新たな制度や地域主権改革への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 「子ども・子育て新システム」への対応に向けた検討 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ■ 「(仮称) 子ども・子育て新システム検討協議会」の設置による検討 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ● 検討結果に基づく基本方針の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本方針に基づく取組の推進 	事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域主権改革への対応に向けた検討 			事業推進

【計画期間における取組】

(1) 国の「子ども・子育て新システム」や地域主権改革への対応

現在、国においては、**新成長戦略**に基づき、「子ども・子育て新システム」が検討されており、保育サービスを含む子ども施策全般にわたって、制度・財源・給付の一元化へ向けた、新たな制度づくりが進められています。

本市においても、こうした**新たな制度**に対応するため、国の**地域主権改革**の動向にも留意しながら、**本市の子ども・子育て支援施策の方向性**を検討していきます。



(平成23年1月21日「子ども・子育て新システムについて(内閣府資料)」より)

幼保一体化の進め方(イメージ)①

- ・ 国においては、幼保一体化を含む子ども・子育て支援に関する基本方針を策定するとともに、財政措置の一体化及び強化によりこども園(仮称)への移行を政策的に誘導する。
- ・ 市町村においては、国による制度改正及び基本方針を踏まえ、市町村新システム事業計画(仮称)に基づき、地域における、満3歳以上の共働き家庭の子どもの状況、満3歳以上の片働き家庭の子どもの状況、満3歳未満の共働き家庭の子どもの状況など、地域の実情等に応じて、必要なこども園(仮称)、幼稚園、保育所※等を計画的に整備する。
※3歳以上児を対象としない現在のいわゆる乳児保育所のような保育所。

(例)

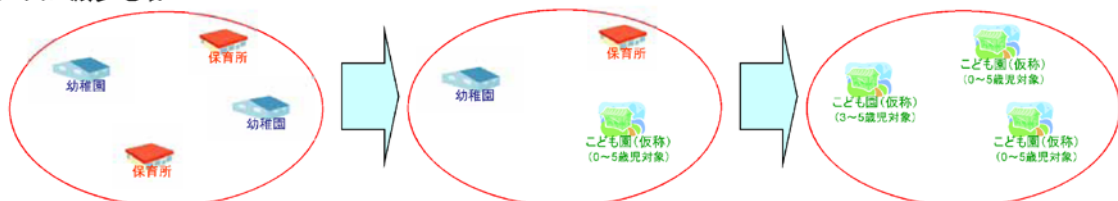
○ 都市部



- ・ 幼児教育や保育のニーズの増大に応じ、こども園(仮称)を始め地域の実情等に応じた幼児教育・保育の提供体制の整備を行う。

- ・ 将来的に、子どもの減少局面を迎えたときには、市町村の計画に基づき、既存施設のこども園(仮称)への移行を推進する。

○ 人口減少地域



- ・ 子どもの減少に応じ、市町村の計画に基づき、既存施設のこども園(仮称)への移行を推進する。

(平成23年1月24日「幼保一体化ワーキングチーム参考資料(内閣府資料)」より)

施策 2 国、県、企業等との連携・協力

12 国、県、企業等との連携による事業の推進

本市では、保育需要への適切な対応を図るため、今後3年間で4,000人を超える大幅な定員増を図るための認可保育所の整備を計画しています。

そのため、市内にある国有地や県有地、さらには鉄道事業者などの企業等の土地を活用した保育所の整備を推進していきます。

【施策の目標】

区 分	平成 23 年度 (2011 年)	平成 24 年度 (2012 年)	平成 25 年度 (2013 年)	平成 26 年度以降 (2014 年)
国、県、企業等との連携による事業の推進	●国有地を活用した保育所整備に向けた調整 (宮前区野川地内)	●国有地を活用した保育所整備 (宮前区野川地内)	●国有地を活用した保育所の運営開始 (宮前区野川地内)	事業推進
	●国の宿舍を活用する保育の実施に向けた協議・調整			事業推進
	●県・公的機関の土地等の活用に向けた協議・調整			事業推進
	●鉄道事業者など企業等の土地を活用した保育所整備 (JR 武蔵小杉駅周辺)	●鉄道事業者を活用した保育所の運営開始 (JR 武蔵小杉駅周辺) ●鉄道事業者を活用した保育所整備 (東急武蔵小杉駅周辺)	●鉄道事業者を活用した保育所の運営開始 (東急武蔵小杉駅周辺)	事業推進

【計画期間における取組】

(1) 国有地、県有地、企業の土地等の活用による事業推進

国では、**新成長戦略**に基づき、子育て支援施設に対する**国有地の定期借地権による貸付**や**庁舎・宿舍の空きスペースの貸付**が始まっています。

本市では、これまでも市有地等を活用しながら、保育所の整備を推進してきましたが、さらなる保育需要への適切な対応に向けた大幅な保育所整備等の推進にあたっては、**市内にある国有地等や県有地の活用**に向け、**国、県、公的機関などとの連携・協力**を進めていきます。

さらに、**企業等が保有する土地等も活用**が図れるよう、**企業等への働きかけ**を進めていきます。

施策3 大都市等との広域的な連携

13 広域的な連携の推進

本市を含めた大都市等では、都市化の進行や人口の流入によって、子どもの育つ環境や地域のつながりも変化してきており、子育てを取り巻く社会的な問題が起きています。

そのため、定期的に行われる大都市会議等を通じて、他の大都市等との間に共通する課題を互いに共有しながら、広域的な連携を図っていきます。

【施策の目標】

区 分	平成23年度 (2011年)	平成24年度 (2012年)	平成25年度 (2013年)	平成26年度以降 (2014年)
大都市等との広域的な連携	●大都市会議等における課題の検討や共有化		→	事業推進
	●課題解決に向けた広域的連携による要望活動等の実施		→	事業推進
	●広域的な連携の促進に向けた取組の推進		→	事業推進

【計画期間における取組】

(1) 大都市共通の課題の共有化と広域的な連携

大都市の間では、これまでも様々な分野において、定期的な会議等が持たれており、**児童福祉の分野**においても、**共通する課題の検討や共有化を図りながら、国や関係先に対する要望等**も行ってきました。

現在、国においては、「子ども・子育て新システム」の検討や地域主権改革などが進められています。

こうした国の制度改正や本市の社会状況の変化に適切に対応するため、本市としても、**様々な機会を通して、大都市等との共通する課題を共有をしながら、広域的な連携による対応**を図っていきます。